

厚生統計に係る検討体制(イメージ)

社会保障審議会統計分科会

社会保障審議会の所掌事務のうち、統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること。

統計整備委員会(仮称)

設置目的: 公的統計の整備に関する基本的な計画のうち体系整備に関する課題について審議することを目的とする。

(注)委員会については、統計委員会の答申の内容を踏まえ、今後、変更・追加があり得る。